団体情報入力シート

必須入力セル	任意入力セル

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	株式会社（有限会社を含む）	資金分配団体/活動支援団体
団体名		株式会社キッチハイク	
郵便番号		110-0015	
都道府県		東京都	
市区町村		台東区	
番地等		東上野4丁目13-9 ROUTE89 BLDG.4階	
電話番号		03-6773-9397	
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://kitchhike.jp/	
	その他のWEBサイト(SNS等)	https://hoikuen-ryugaku.com/	
		https://preschool-exchange.com/	
		https://www.facebook.com/kitchhike.JP/	
		https://prtimes.jp/main/html/searchrlp/company_id/6899	
設立年月日		2012/12/06	
法人格取得年月日		2012/12/06	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ヤマモトマサヤ
	氏名	山本雅也
	役職	代表取締役
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数［人］			5
	理事・取締役数［人］		3
	評議員［人］		0
	監事/監査役・会計参与数［人］		2
		上記監事等のうち、公認会計士または税理士数［人］	2

(4)職員・従業員

職員・従業員数［人］			70
	常勤職員・従業員数［人］		30
		有給［人］	30
		無給［人］	
	非常勤職員・従業員数［人］		40
		有給［人］	40
		無給［人］	
事務局体制の備考			

(5)会員

団体会員数［団体数］		0
	団体正会員［団体数］	
	団体その他会員［団体数］	
個人会員・ボランティア数		0
	ボランティア人数(前年度実績)［人］	
	個人正会員［人］	
	個人その他会員［人］	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者　氏名／勤務形態	[redacted]
通帳管理者　氏名／勤務形態	
経理担当者　氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けてますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数［件］	
申請前年度の助成総額［円］	
助成した事業の実績内容	

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	▼過去に採択された助成 / 補助事業（一部）

(12))休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

<table>
<tr><th rowspan="2">番号</th><th colspan="2">対象</th><th>申請</th><th colspan="2">左記で実行団体・支援対象団体として申請中・申請予定又は採択された場合</th></tr>
<tr><th>年度</th><th>事業</th><th>種別・状況</th><th>申請中・申請予定又は採択された資金分配団体又は活動支援団体名</th><th>申請中・申請予定又は採択された事業名</th></tr>
<tr><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

役員名簿

［各欄の入力方法と注意点］
・記載例（番号1～3）は削除のうえ番号1より入力してください。
・名簿には登記簿上の「役員に関する事項」に記載されている方すべてを入力してください。NPO法人の場合は、代表理事、理事、監事をすべて記載してください。
・氏名欄に記入する氏名は戸籍上の氏名で入力してください。
・備考欄には他の団体等との兼職関係（兼職先名称、兼職先での役割等）を記載し、兼職有無の申告欄には、過去６か月の兼職状況を記載してください。
・提出の際はPDF等に変換せずExcel形式のまま提出してください。要件を満たしていない場合は、再提出を求める場合があります。
・入力確認欄に「check!」が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。
・役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。
・氏名カナ欄は「半角」で入力、姓と名の間も半角で１マス空けてください。
・氏名漢字欄は「全角」で入力、姓と名の間も全角で１マス空けてください。
・外国人の場合は、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読み、氏名漢字欄にはアルファベット（全角）を入力してください。
・生年月日欄は、大正は T、昭和は S、平成は Hを半角で入力し、年欄は数字２桁半角としてください。なお、明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までとなります。
・性別欄には「半角」で男性は M、女性は Fで入力してください。

［役員情報の第三者提供について］
・役員名簿に記載いただいた情報は、申請資格要件（休眠預金等活用法の第17条第3項4号及び5号に定める活動を行う団体であること）を確認するために、JANPIAを経由して警察庁へ提供します。
詳細は、助成申請書または資金提供契約書でご確認ください。
・役員名簿をJANPIAに提出するにあたり、上記を役員本人に説明し、役員本人が第三者提供（上記）に関して同意したかを必ず確認してください。
・役員名簿記載の提供者全員から同意を得たら、以下にチェックして提出ください。

必須入力セル　任意入力セル

☑役員名簿に記載されている全員から第三者提供に関する同意を得ました。

兼職はありません

番号	入力確認欄	氏名ｶﾅ	氏名漢字	和暦	年	月	日	性別	団体名	役職名	郵便番号	住所	備考	JANPIA役員及び審査委員との兼職関係の有無（公募申請時においては過去6か月から申請時点までの期間について）							
4	OK	ﾔﾏﾓﾄﾏｻﾔ	山本　雅也	[redacted]					株式会社キッチハイク	代表取締役	[redacted]			なし	対象外	対象外	正常	対象外	入力あり	FALSE	FALSE
5	OK	ｱｵﾁ　ﾋﾛﾉﾌﾞ	青地　広信	[redacted]					株式会社キッチハイク	取締役	[redacted]			なし	対象外	対象外	正常	対象外	入力あり	FALSE	FALSE
6	OK	ﾌｼﾞｻｷ　ﾏｷｺ	藤崎　真生子	[redacted]					株式会社キッチハイク	取締役	[redacted]			なし	対象外	対象外	正常	対象外	入力あり	FALSE	FALSE
7	OK	ｶﾈｺ ﾖｼﾋﾃﾞ	金子 禎秀	[redacted]					株式会社キッチハイク	社外監査役	[redacted]			なし	対象外	対象外	正常	対象外	入力あり	FALSE	FALSE
8	OK	ｲﾜｻｷ ﾐﾅ	岩崎 三奈	[redacted]					株式会社キッチハイク	常勤監査役	[redacted]			なし	対象外	対象外	正常	対象外	入力あり	FALSE	FALSE
9	check!														対象外	対象外	対象外	対象外	空欄	FALSE	FALSE

規程類必須項目確認書（株式会社）

2023/11/2版

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名：	人口減少地域における保育環境の好循環サイクル創造事業
団体名：	株式会社キッチハイク
過去の採択状況：	通常枠で資金分配団体（またはコンソーシアム構成団体）として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了

提出する規程類（定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。）に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

〈注意事項〉
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://wwwjanpiaorjp/about/information/rulehtml
◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとした規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体（またはコンソーシアム構成団体）として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、株式会社を想定したものです。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック　※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。			
		確認が必要です。E列に未記入があります。	確認が必要です。F列に未記入があるか、提出時期と整合していません（E列が「内定後提出」「提出不要」の場合は空欄にしてください）	確認が必要です。G列に未記入があるか、提出時期と整合していません。（E列が「内定後提出」「提出不要」の場合は空欄にしてください）	
規程類に含める必須項目	**（参考）JANPIAの規程類**	**提出時期（選択）**	**根拠となる規程類、指針等**	**必須項目の該当箇所 ※条項等**	
● 株主総会の運営に関する規程					
（1）開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	1_定款_20241001pdf	第 32 条	
（2）招集権者		公募申請時に提出	1_定款_20241001pdf	第 32 条	
（3）招集理由		公募申請時に提出	1_定款_20241001pdf	第 32 条	
（4）招集手続		公募申請時に提出	1_定款_20241001pdf	第 32 条	
（5）決議事項		公募申請時に提出	1_取締役会規程_20241015pdf	別表	
（6）決議（過半数か3分の2か）		公募申請時に提出	1_定款_20241001pdf	第 35 条	
（7）議事録の作成		公募申請時に提出	1_定款_20241001pdf	第 38 条	
● 取締役の構成に関する規程　※取締役会を設置していない場合は不要です。					
（1）取締役の構成 「各取締役について、当該取締役及びその配偶者又は3親等内の親族等である取締役の合計数が、取締役の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	内定後1週間以内に提出			定款に当該事項の定めはありませんが、現在の取締役数は3名であり、全員同族でないため該当いたしません。 また、該当する者の就任予定もございません。
（2）取締役の構成 「他の同一の団体の取締役である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある取締役の合計数が、取締役の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出			定款に当該事項の定めはありませんが、現在の取締役数は3名であり、他団体の役員の兼任はないためでないため該当いたしません。 また、他団体の役員への就任予定もございません。
● 取締役会の運営に関する規程　※取締役会を設置していない場合は不要です。					
（1）開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	1_取締役会規程_20241015pdf	第3条	
（2）招集権者		公募申請時に提出	1_取締役会規程_20241015pdf	第6条	
（3）招集理由		公募申請時に提出	1_取締役会規程_20241015pdf	第7条	
（4）招集手続		公募申請時に提出	1_取締役会規程_20241015pdf	第7条	
（5）決議事項		公募申請時に提出	1_取締役会規程_20241015pdf	別表	
（6）決議　（過半数か3分の2か）		公募申請時に提出	1_取締役会規程_20241015pdf	第10条	
（7）議事録の作成		公募申請時に提出	1_取締役会規程_20241015pdf	第16条	
（8）特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「取締役会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する取締役を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	1_取締役会規程_20241015pdf	第9条	
● 取締役の職務権限に関する規程					
【参考】JANPIAの定款（第29条 理事の職務及び権限）に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	2_職務権限規程_20241015pdf	第11条	
● 監査役の監査に関する規程					
監査役の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監査役を設置していない場合は、株主総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	1_監査役会規程_20241015pdf	第4条	
● 役員の報酬等に関する規程					
（1）役員（置いている場合にのみ）の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	1_執行役員規程_20241015pdf	第18条	
（2）報酬の支払い方法		公募申請時に提出	1_執行役員規程_20241015pdf	第19条	

● 倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	6_コンプライアンス管理規程_20241015pdf	第9条
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	6_コンプライアンス管理規程_20241015pdf	第4条
(3)私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	5_就業規則_20231201pdf	第15条
(4)利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	1_役員規程_20241015	第18条
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	1_役員規程_20241015	第18条
(6)ハラスメントの防止		公募申請時に提出	6_コンプライアンス管理規程_20241015pdf	第9条
(6)情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	6_コンプライアンス管理規程_20241015pdf	第9条
(7)個人情報の保護		公募申請時に提出	6_個人情報保護管理規程_20241015pdf	第12条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	6_関連当事者取引管理規程_20241015	第7条
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、役職員、その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	1_役員規程_20241015	第18条
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	6_関連当事者取引管理規程_20241015	第6条
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	6_内部通報規程_20241015pdf	第3条
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている 」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	6_内部通報規程_20241015pdf	第4条
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	6_内部通報規程_20241015pdf	第11条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	6_内部通報規程_20241015pdf	第3条
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	6_内部通報規程_20241015pdf	第13条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	2_業務分掌規程_業務分掌表_20241015pdf	全体
(2)職制		公募申請時に提出	2_職務権限規程_20241015pdf	第3章
(3)職責		公募申請時に提出	2_職務権限規程_20241015pdf	第2章
(4)事務処理(決裁)		公募申請時に提出	2_稟議規程_20241015pdf	第3章
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	5_就業規則_20231201pdf	第6章
(2)給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	5_就業規則_20231201pdf	第40条
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	2_稟議規程_20241015pdf	第8条
(2)文書の整理、保管		公募申請時に提出	6_文書管理規程_20241015pdf	第4条
(3)保存期間		公募申請時に提出	6_文書管理規程_20241015pdf	別表
● 情報公開に関する規程				
以下の1～3の書類が情報公開の対象に定められていること 1 定款 2 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、キャッシュフロー計算書 3 取締役会、株主総会の議事録(休眠預金活用事業に係る部分)	情報公開規程	公募申請時に提出	6_適時開示マニュアル_20241015pdf	第2条
●リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	6_リスク管理規程_20241015pdf	第7条
(2)緊急事態の範囲		公募申請時に提出	6_リスク管理規程_20241015pdf	第10条
(3)緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	6_リスク管理規程_20241015pdf	第10条
(4)緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	6_リスク管理規程_20241015pdf	第10条
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	公募申請時に提出	4_経理規程_20241015pdf	第14条
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	4_経理規程_20241015pdf	第3条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	4_経理規程_20241015pdf	第8条
(4)勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	4_経理規程_20241015pdf	第2章
(5)金銭の出納保管		公募申請時に提出	4_経理規程_20241015pdf	第21条
(6)収支予算		公募申請時に提出	4_経理規程_20241015pdf	第10条
(7)決算		公募申請時に提出	4_経理規程_20241015pdf	第9章

株式会社キッチハイク　定款

2024年10月1日最終改訂

株式会社キッチハイク

定　　　　　款

第１章　総　　則

団体からの要請により
「第１章」の「第1.1条」と
「第1.3条」のみを公開とした。
（JANPIA）

（商号）
第 1.1 条　当社は、株式会社キッチハイクと称し、英文では Kitchhike, Inc. と表示する。

[redacted]

（本店の所在地）
第 1.3 条　当社は、本店を東京都台東区に置く。

[redacted]

[redacted]

第２章　株　　式

[redacted]

[redacted]

第３章　株主総会

[redacted]

[redacted]

第４章　取締役及び取締役会

[redacted]

[redacted]

[redacted]

第５章　監査役

[redacted]

第６章　計算

[redacted]

以上

別紙

[redacted]

別紙

[redacted]

別紙

[redacted]

別紙

[redacted]

別紙

[redacted]

別紙

[redacted]

上記は、当会社の現行定款に相違ありません。

2024 年　10 月　1 日
株式会社キッチハイク
代表取締役　山本　雅也

団体からの要請により
「業務分掌表」は非公開とした
（JANPIA）

（別表）業務分掌表

[redacted]

[redacted]

コンプライアンス管理規程

株式会社キッチハイク

<u>目　次</u>

第１章　総　則 1
第２章　リスク・コンプライアンス管理委員会 1
第３章　コンプライアンスへの取組み 2

団体からの要請により
「第１章」の「第1条」のみを
公開とした。（JANPIA）

第１章　総　則

（目　的）

第１条　この規程は、株式会社キッチハイク（以下「当社」という。）のコンプライアンスに係る体制の構築及びその推進のために必要な事項を定め、もって当社が社会的信頼を確保し、さらなる発展を遂げることに資することを目的とする。

[redacted]

[redacted]

[redacted]

リスク管理規程

株式会社キッチハイク

目　次

第１章　総　則.. 1
第２章　リスク・コンプライアンス管理委員会 1
第３章　リスクマネジメント... 1

団体からの要請により
「第１章」の「第1条」のみを
公開とした。（JANPIA）

第１章　総　則

（目　的）

第１条　この規程は、株式会社キッチハイク（以下「当社」という。）のリスク管理に関して必要な事項を定め、もってリスクの低減及び損失の発生の防止・最小化を図ることを目的とする。

[redacted]

[redacted]

監査役会規程

株式会社キッチハイク

目　次

第１章　総　則... 1
第２章　招　集... 2
第３章　議　事... 2

団体からの要請により
「第１章」の「第1条」のみを
公開とした。（JANPIA）

第１章　総　則

（目　的）

第１条　この規程は、法令及び定款に定めるもののほか、株式会社キッチハイク（以下「当社」という。）の監査役会に関する事項を定めることを目的とする。

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

関連当事者取引管理規程

株式会社キッチハイク

目　次

第１章　総　則 1
第２章　取引管理 2

団体からの要請により
「第１章」の「第1条」のみを
公開とした。（JANPIA）

第１章　総　則

（目　的）

第１条　この規程は、株式会社キッチハイク（以下「当社」という。）と、第３条に定義する関連当事者との取引（以下「関連当事者取引」という。）が、適正且つ適切なものであるか否かを確認する具体的手順を定め、もって、不適正な関連当事者取引等が行われることのないよう一定の牽制機能として作用することを目指すことを目的とする。

[redacted]

[redacted]

[redacted]

経理規程

株式会社キッチハイク

目　次

第１章	総　則	1
第２章	勘定科目、会計伝票、帳票	2
第３章	金銭会計	3
第４章	資金会計	4
第５章	棚卸資産会計	5
第６章	固定資産会計	6
第７章	繰延資産会計	7
第８章	業務会計	7
第９章	決算会計	8
第10章	予算会計	9
第11章	税務会計	9

団体からの要請により
「第１章」の「第1条」のみを
公開とした。（JANPIA）

第１章　総　則

（目　的）

第１条　この規程は、株式会社キッチハイク（以下「当社」という。）におけるすべての会計諸取引を正確且つ迅速に処理し、当社の財政状態及び経営成績に関し、真実明瞭な報告を提供するとともに、経理を経営の合理化のために役立たせ、さらに外部監査及び内部監査に当たっての基準とすることを目的とする。

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

個人情報保護管理規程

株式会社キッチハイク

目　次

第１章　総　則 1
第２章　個人情報の管理 3

団体からの要請により
「第１章」の「第1条」のみを
公開とした。（JANPIA）

第１章　総　則

（目　的）

第１条　この規程は、株式会社キッチハイク（以下「当社」という。）が保有する個人情報について、その適切な管理に必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護すること、並びに顧客の個人情報の管理に関する事項を定めることにより、個人情報の社外漏えいを防止し、もって当社の社会的信用の維持向上を図ることを目的とする。

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

執行役員規程

株式会社キッチハイク

<u>目　次</u>

第１章　総　則...1
第２章　就　任...1
第３章　退　任...1
第４章　服　務...2
第５章　報酬・賞与..3

団体からの要請により
「第１章」の「第1条」のみを
公開とした。（JANPIA）

第１章　総　則

（目　的）

第１条　この規程は、株式会社キッチハイク（以下「当社」という）の執行役員の職務、選任、業務執行方法、報酬、退任等に関する基本的事項を定めるものである。

２．この規程に定めないことについては、「労働基準法」、「定款」、「就業規則」、その他の関係法令の定めるところによる。

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

取締役会規程

株式会社キッチハイク

2024年10月15日 制定

目　次

第１章　総　則	1
第２章　招　集	1
第３章　議　事	2
取締役会付議事項	4

団体からの要請により
「第１章」の「第1条」のみを
公開とした。（JANPIA）

第１章　総　則

（目　的）

第１条　この規程は、株式会社キッチハイク（以下「当社」という。）の取締役会の運営及び付議事項について定める。当社の取締役会に関する事項は、法令及び定款に定めるもののほか、この規程で定めるところを目的とする。

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

就　業　規　則

株式会社キッチハイク

制定2018年11月15日
施行2018年11月19日
改訂2019年5月16日
改訂2020年7月31日
改訂2023年12月1日

目次

第１章 総則

第１条（目的）
第２条（適用範囲）
第３条（規則の遵守）
第４条（秘密保持）
第５条（個人情報及び特定個人情報の扱い）

第２章 採用

第６条（採用）
第７条（採用時の提出書類）
第８条（職種）
第９条（試用期間）
第10条（労働条件の明示）
第11条（人事異動及び職種・職務変更）
第12条（出張）

第３章 服務規律

第13条（服務）
第14条（期待される行動）
第15条（勤務の心得）
第16条（セクシュアルハラスメントの禁止）
第17条（職場のパワーハラスメントの禁止）
第18条（個人情報保護）
第19条（始業時刻及び終業時刻の記録）
第20条（早退、遅刻、欠勤等）

第４章 労働時間及び休憩時間

第21条（労働時間及び休憩時間）
第22条（休日）
第23条（時間外勤務、休日出勤、深夜勤務及び休日深夜勤務）
第24条（フルフレックス制）

第５章 休暇等

第25条（年次有給休暇）
第26条（年次有給休暇の半日分割付与）
第27条（年次有給休暇の繰越）
第28条（有給休暇の届出）
第29条（特別休暇）
第30条（特別休暇の届出）

第６章 賃金

第31条（賃金の構成）
第32条（基本給）
第33条（役職手当）
第34条（在宅手当）
第35条（通勤手当）
第36条（割増賃金）
第37条（休暇等の賃金）
第38条（臨時休業の賃金）

第39条（欠勤等の扱い）
第40条（賃金の計算期間、支払日）
第41条（賃金の支払と控除）
第42条（給与改定）

第７章 休職

第43条（休職事由）
第44条（休職期間）
第45条（復職）
第46条（休職期間満了時の手続き）

第８章 定年、退職及び解雇

第47条（退職）
第48条（退職の申出）
第49条（解雇）
第50条（貸与品等の返還義務）

第９章 安全衛生及び災害補償・福利厚生

第51条（遵守事項）
第52条（福利厚生）
第53条（健康診断）
第54条（母性健康管理）
第55条（健康管理上の個人情報の取りい）
第56条（公民権の行使）
第57条（遺族及び高度障害状態時における補償）
第58条（安全衛生教育）
第59条（災害補償）

第10章 人材育成

第60条（人材育成）

第11章 表彰及び懲戒

第61条（表彰）
第62条（懲戒理由）
第63条（懲戒の種類）
第64条（懲戒処分決定までの措置）
第65条（損害賠償）

第12章 その他

第66条（公益通報者の保護）
第67条（本規則の改廃）
第68条（当規則の扱い）

団体からの要請により
「第１章」の「第1条」のみを
公開とした。（JANPIA）

第１章 総則

（目的）

第１条

この就業規則(以下「規則」という。)は、株式会社キッチハイク(以下「会社」という。)の労働条件の明示及び職場秩序の維持を目的として、労働者の就業に関する基本的事項を定めたものである。

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

職務権限規程

株式会社キッチハイク

目　次

第１章　総　則.. 1
第２章　責任及び権限... 1
第３章　基本職務... 2
第４章　権限権限基準... 3

団体からの要請により
「第１章」の「第1条」のみを
公開とした。（JANPIA）

第１章　総　則

（目　的）

第１条　この規程は、各職位の職務権限遂行上の基本的事項を定め、業務の組織的・有機的な運営と責任権限の明確化を図ることを目的とする。

[redacted]

[redacted]

[redacted]

適時開示マニュアル

株式会社キッチハイク

目　次

第１章　総　則.. 1
第２章　開示体制.. 2
情報開示体制図.. 7

団体からの要請により
「第１章」の「第1条」のみを
公開とした。（JANPIA）

第１章　総　則

（目　的）

第１条　このマニュアルは、株式会社キッチハイク（以下「当社」という。）における会社情報の法定開示・適時開示に係る開示体制に関して定めることにより、証券取引に関連する法令及び金融商品取引所の諸規則を遵守し、当社の株主、投資家、及びその他の利害関係者のすべてに対して適時・適切な会社情報を提供し、当社に対する理解を深めること、社会的信頼を向上させること、及び適正な評価に資することを目的とする。

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

内部通報規程

株式会社キッチハイク

目　次

第１章　総　則. 1
第２章　内部通報体制. 1
第３章　当事者の責務. 3
第４章　その他. 4

団体からの要請により
「第１章」の「第1条」のみを
公開とした。（JANPIA）

第１章　総　則

（目　的）

第１条　この規程は、株式会社キッチハイク（以下「当社」という。）の組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって当社におけるコンプライアンス経営の強化に資することを目的とする。

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

文書管理規程

株式会社キッチハイク

目　次

第１章　総　則 1

第２章　文書の作成・取扱い・保管 3

第３章　文書の受発信 4

文書保存期間区分基準表 6

団体からの要請により
「第１章」の「第1条」のみを
公開とした。（JANPIA）

第１章　総　則

（目　的）

第１条　この規程は、株式会社キッチハイク（以下「当社」という。）の文書の作成、取扱い及び保管に関する基本事項並びに取扱要領を定め、業務の組織的且つ効率的運営を図ることを目的とする。

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

役員規程

株式会社キッチハイク

目　次

第１章　総　則.. 1
第２章　選任及び就任.. 1
第３章　退　任.. 2
第４章　服　務.. 3
第５章　報酬等.. 4

団体からの要請により「第１章」の「第1条」のみを公開とした。（JANPIA）

第１章　総　則

（目　的）

第１条　この規程は、株式会社キッチハイク（以下「当社」という。）の役員の就任、服務、報酬及び退任に関する事項を定めるものである。但し、この規程に定めのない事項は、法令、定款及び取締役会の決議に従うものとする。

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

稟議規程

株式会社キッチハイク

目　次

第１章　総　則 1
第２章　稟議事項 1
第３章　稟議手続 2
第４章　決　裁 2

団体からの要請により
「第１章」の「第1条」のみを
公開とした。（JANPIA）

第１章　総　則

（目　的）

第１条　この規程は、株式会社キッチハイク（以下「当社」という。）における稟議事項の基準及び稟議の手続を定め、もって業務の円滑な処理を図ることを目的とする。

[redacted]

[redacted]

[redacted]

履歴事項全部証明書

東京都台東区東上野４－１３－９ＲＯＵＴＥ８９ＢＬＤＧ．
株式会社キッチハイク

会社法人等番号	０１１０－０１－０９２７５８
商　号	株式会社キッチハイク
本　店	東京都台東区東上野４－１３－９ＲＯＵＴＥ８９ＢＬＤＧ．
公告をする方法	官報に掲載する方法とする。
会社成立の年月日	平成２４年１２月６日
目　的	１．オンラインマーケットプレイス事業 ２．各種情報提供サービスの開発・運営・販売・コンサルティング ３．不動産の売買，所有，賃貸，管理及び利用 ４．レンタルルームの経営 ５．各種催し物のためのイベント施設の賃貸 ６．簡易宿泊所の経営 ７．食品の販売 ８．調理営業 ９．飲食店業 １０．イベントの運営 １１．日用品雑貨，インテリア小物，屋内装飾品，食器，調理器具，家庭用電気製品，家具，寝装雑貨の販売及び輸出入
	１．旅行業法に基づく旅行業 ２．旅行業法に基づく旅行サービス手配業 ３．旅行業法に基づく旅行業者代理業 ４．損害保険代理業 ５．オンラインマーケットプレイス事業 ６．ギフトの企画・組成・販売 ７．各種情報提供サービスの開発・運営・販売・コンサルティング ８．不動産の売買，所有，賃貸，管理及び利用 ９．各種宿泊施設・レンタルルームの経営，コンサルティング １０．食品の販売 １１．調理・飲食営業 １２．イベントの運営・各種催し物のためのイベント施設の賃貸 １３．有料職業紹介事業 １４．労働者派遣事業 １５．前各号に付帯する一切の事業 令和　５年１１月３０日変更　　令和　５年１２月　５日登記
	１．旅行業法に基づく旅行業 ２．旅行業法に基づく旅行サービス手配業 ３．旅行業法に基づく旅行業者代理業 ４．損害保険代理業

	５．オンラインマーケットプレイス事業 ６．ギフトの企画・組成・販売 ７．各種情報提供サービスの開発・運営・販売・コンサルティング ８．不動産の売買，所有，賃貸，管理及び利用 ９．各種宿泊施設・レンタルルームの経営，コンサルティング １０．食品の販売 １１．調理・飲食営業 １２．イベントの運営・各種催し物のためのイベント施設の賃貸 １３．有料職業紹介事業 １４．労働者派遣事業 １５．教育業 １６．全世代向け教育・生涯学習サービス １７．前各号に付帯する一切の事業	令和　６年　８月３０日変更　令和　６年　９月１１日登記
発行可能株式総数	４０００万株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 １３６３万３５７株 各種の株式の数 普通株式　８５２万５２７０株 Ａ種優先株式　２４７万３５０８株 ＡＡ種優先株式　２６３万１５７９株	令和　１年１１月　８日変更 令和　１年１２月　２日登記
	発行済株式の総数 １５１０万４０４２株 各種の株式の数 普通株式　８５２万５２７０株 Ａ種優先株式　２４７万３５０８株 ＡＡ種優先株式　４１０万５２６４株	令和　４年　７月１５日変更 令和　４年　７月２０日登記
	発行済株式の総数 １５４１万９５６９株 各種の株式の数 普通株式　８５２万５２７０株 Ａ種優先株式　２４７万３５０８株 ＡＡ種優先株式　４４２万７９１株	令和　４年　８月　５日変更 令和　４年　８月１９日登記
	発行済株式の総数 １６２０万８９５４株 各種の株式の数 普通株式　８５２万５２７０株 Ａ種優先株式　２４７万３５０８株 ＡＡ種優先株式　５２１万１７６株	令和　４年　８月３１日変更 令和　４年　９月　１日登記

	発行済株式の総数 １６７３万５２６９株 各種の株式の数 普通株式　　８５２万５２７０株 Ａ種優先株式　２４７万３５０８株 ＡＡ種優先株式　５７３万６４９１株	令和　４年　９月１６日変更 令和　４年　９月２０日登記
	発行済株式の総数 １７１５万６７９６株 各種の株式の数 普通株式　　８５２万５２７０株 Ａ種優先株式　２４７万３５０８株 ＡＡ種優先株式　６１５万８０１８株	令和　４年１２月２０日変更 令和　４年１２月２１日登記
資本金の額	金１億円	令和　２年　４月１３日変更 令和　２年　４月１３日登記
	金１億７０００万３８円	令和　４年　７月１５日変更 令和　４年　７月２０日登記
	金１億８４９８万７５７１円	令和　４年　８月　５日変更 令和　４年　８月１９日登記
	金２億２２４８万３３５９円	令和　４年　８月３１日変更 令和　４年　９月　１日登記
	金２億４７４８万３３２２円	令和　４年　９月１６日変更 令和　４年　９月２０日登記
	金２５００万円	令和　４年１１月２８日変更 令和　４年１１月３０日登記
	金４５０２万２５３３円	令和　４年１２月２０日変更 令和　４年１２月２１日登記
発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容	普通株式　　３４８９万４９１３株 Ａ種優先株式　２４７万３５０８株 ＡＡ種優先株式　２６３万１５７９株 Ｉ　残余財産の分配 １．当会社は、残余財産を分配するときは、Ａ種優先株式の保有者（以下「Ａ種優先株主」という。）又はＡ種優先株式の登録株式質権者（以下「Ａ種優先登録質権者」という。）及びＡＡ種優先株式の保有者（以下「ＡＡ種優先株主」という。）又はＡＡ種優先株式の登録株式質権者（以下「ＡＡ種優先登録質権者」という。）に対し、普通株式の保有者（以下「普通株主」という。）又は	

普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、Ａ種優先株式１株につき、Ａ種優先株式の１株当たりの払込金額（当初９１円）の１倍に相当する金額（以下「Ａ種優先分配額」という。）を、ＡＡ種優先株式１株につき、ＡＡ種優先株式の１株当たりの払込金額（当初９５円）の１倍に相当する金額（以下「ＡＡ種優先分配額」という。）を同順位で支払う。なお、残余財産の額が、（ｉ）発行済Ａ種優先株式の数にＡ種優先分配額を乗じた額と（ⅱ）発行済ＡＡ種優先株式の数にＡＡ種優先分配額を乗じた額の合計額を下回る場合、Ａ種優先株式及びＡＡ種優先株式１株当たりの分配額は、Ａ種優先分配額及びＡＡ種優先分配額の比率に従って按分する。

２．前項による分配の後なお残余財産がある場合には、普通株主又は普通登録質権者、Ａ種優先株主又はＡ種優先登録質権者及びＡＡ種優先株主又はＡＡ種優先登録質権者に対して分配を行う。この場合、当会社は、Ａ種優先株主又はＡ種優先登録質権者に対しては、前項の分配額に加え、Ａ種優先株式１株につき、普通株主又は普通登録質権者に対して普通株式１株につき分配する残余財産と同額の残余財産を、ＡＡ種優先株主又はＡＡ種優先登録質権者に対しては、前項の分配額に加え、ＡＡ種優先株式１株につき、普通株主又は普通登録質権者に対して普通株式１株につき分配する残余財産と同額の残余財産を分配する。

３．Ａ種優先分配額は、下記の定めに従い調整される。

（１）Ａ種優先株式の分割、併合又は無償割当てが行われたときは、Ａ種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合・無償割当ての比率」とは、株式の分割、併合又は無償割当て後の発行済株式総数（自己株式を除く）を株式の分割、併合又は無償割当て前の発行済株式総数（自己株式を除く）で除した数を意味するものとし、以下同じとする。

$$\text{調整後分配額} = \text{当該調整前の分配額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

（２）Ａ種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分（株式無償割当てを除く。）を行ったときは、Ａ種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行Ａ種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当会社が保有する自己株式（Ａ種優先株式のみ）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行Ａ種優先株式数」は「処分する自己株式（Ａ種優先株式）の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後分配額} = \frac{\text{既発行Ａ種優先株式数} \times \text{当該調整前分配額} + \text{新発行Ａ種優先株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行Ａ種優先株式数} + \text{新発行Ａ種優先株式数}}$$

（３）第１号及び第２号における調整額の算定上発生した１円未満の端数は切り捨てるものとする。

４．ＡＡ種優先分配額は、前項の規定に準じて調整されるものとし、この場合、前項の規定中「Ａ種」とあるのは「ＡＡ種」と読み替えて適用するものとする。

Ⅱ　金銭と引換えにする取得請求権

１．Ａ種優先株主及びＡＡ種優先株主は、当会社が、事業譲渡又は会社分割により、当会社の全部又は実質的に全部の事業を第三者に移転させた場合には、かかる移転の効力発生後から３０日間（以下「取得請求期間」という。）に限り、保有するＡ種優先株式又はＡＡ種優先株式の全部又は一部を取得しその取得と引換えに本「Ⅱ　金銭と引換えにする取得請求権」の定めにより金銭を交付することを当会社に請求することができる。

２．前項の請求は、対象とする株式を特定した書面を当会社に交付することにより行うものとし、取得請求期間の満了時に効力が生じるものとする。

３．本「Ⅱ　金銭と引換えにする取得請求権」によるＡ種優先株式１株の取得と引換えに交付される金銭は、取得請求期間の満了時において「Ⅰ　残余財産

	の分配」に基づき残余財産の分配が行われると仮定した場合に、Ａ種優先株式１株に対して分配される額と同額（以下本「Ⅱ　金銭と引換えにする取得請求権」において「Ａ種取得金額」という。）とし、本「Ⅱ　金銭と引換えにする取得請求権」によるＡＡ種優先株式１株の取得と引換えに交付される金銭は、取得請求期間の満了時において「Ⅰ　残余財産の分配」に基づき残余財産の分配が行われると仮定した場合に、ＡＡ種優先株式１株に対して分配される額と同額（以下本「Ⅱ　金銭と引換えにする取得請求権」において「ＡＡ種取得金額」という。）とする。なお、Ａ種優先分配額の調整にかかる「Ⅰ　残余財産の分配」第３項の規定は、Ａ種取得金額に準用するものとし、ＡＡ種優先分配額の調整にかかる「Ⅰ　残余財産の分配」第４項の規定は、ＡＡ種取得金額に準用するものとする。 ４．本「Ⅱ　金銭と引換えにする取得請求権」による取得の請求があった場合、当会社は取得請求期間の満了時において請求の対象となったＡ種優先株式及びＡＡ種優先株式を取得するものとし、直ちにＡ種取得金額に対象となるＡ種優先株式数を乗じた金額をＡ種優先株主に支払い、ＡＡ種取得金額に対象となるＡＡ種優先株式数を乗じた金額をＡＡ種優先株主に支払うものとする。 ５．本「Ⅱ　金銭と引換えにする取得請求権」に基づきＡ種優先株式及びＡＡ種優先株式の取得と引換えに交付される金銭の合計額が分配可能額（会社法第４６１条第２項に定める分配可能額を意味する。以下同じ。）を超える場合には、分配可能額の範囲に相当する株式数についてのみ取得の効力が生ずるものとする。この場合に取得の効力が生ずる株式の数は、本「Ⅱ　金銭と引換えにする取得請求権」に基づき取得請求がなされた各種類の株式に対する取得金額の合計額に応じて、各種類ごとの取得株式数を算出した上で（かかる按分計算により生じる１株未満の株式は切り捨て、取得請求の対象としない。）、当該算出したそれぞれの種類株式の数について、取得請求を行った各種類株主の保有する当該種類株式の数に応じて按分した数とする（なお、かかる按分計算により生じる１株未満の株式は切り捨て、取得請求の対象としない。）。 Ⅲ　普通株式と引換えにする取得請求権 １．Ａ種優先株主は、Ａ種優先株主となった時点以降いつでも、保有するＡ種優先株式の全部又は一部につき、当会社がＡ種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当会社に請求することができる権利（以下「Ａ種取得請求権」という。）を有する。その条件は以下のとおりとする。 （１）Ａ種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数 Ａ種優先株式１株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の株式数（以下「Ａ種取得比率」という。）は次のとおりとする。かかるＡ種取得請求権の行使により各Ａ種優先株主に対して交付される普通株式の数につき１株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整を行わない。 $$\text{Ａ種取得比率} = \frac{\text{Ａ種優先株式の基準価額}}{\text{Ａ種取得価額}}$$ （２）前号に定めるＡ種優先株式の基準価額及びＡ種取得価額は、いずれも当初９１円とする。 ２．ＡＡ種優先株主は、ＡＡ種優先株主となった時点以降いつでも、保有するＡＡ種優先株式の全部又は一部につき、当会社がＡＡ種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当会社に請求することができる権利（以下「ＡＡ種取得請求権」という。）を有する。その条件は以下のとおりとする。 （１）ＡＡ種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数 ＡＡ種優先株式１株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の株式数（以下「ＡＡ種取得比率」という。）は次のとおりとする。かかるＡＡ種取得請求権の行使により各ＡＡ種優先株主に対して交付される普通株式の数につき１株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整を行わない。

$$\text{ＡＡ種取得比率} = \frac{\text{ＡＡ種優先株式の基準価額}}{\text{ＡＡ種取得価額}}$$

（２）前号に定めるＡＡ種優先株式の基準価額及びＡＡ種取得価額は、いずれも当初９５円とする。

Ⅳ　取得価額等の調整

１．「Ⅲ　普通株式と引換えにする取得請求権」第１項に定めるＡ種優先株式の基準価額及びＡ種取得価額は、以下の定めにより調整される。

（１）株式等の発行又は処分に伴う調整

Ａ種優先株式発行後、下記①又は②に掲げる事由により下記に定める調整式に基づき調整する。調整額の算定上発生した１円未満の端数は切り捨てるものとする。

①調整前のＡ種取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合。但し、株式無償割当てによる場合、Ａ種取得請求権の行使その他潜在株式等（下記②において定義する。）の取得原因（下記②において定義する。）の発生による場合を除く。調整後のＡ種取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときはその日の翌日、それ以外のときは株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第２０９条第１項第２号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降にこれを適用する。

②調整前のＡ種取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等を発行又は処分する場合（無償割当てを含むが、株式無償割当てを除く。また潜在株式等の取得原因の全部又は一部の発生による場合を除く。）。調整後のＡ種取得価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日、それ以外のときは潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第２０９条第１項第２号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降これを適用する。なお、上記における「潜在株式等」、「取得原因」及び「潜在株式等取得価額」の意味は以下のとおりとし、以下同様とする。

「潜在株式等」とは、取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利（Ａ種優先株式を目的とする新株予約権のように、複数回の請求又は事由を通じて普通株式を取得し得るものを含む。）を意味する。

「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当会社の請求又は一定の事由を意味する。「潜在株式等取得価額」とは、普通株式１株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味する。

$$\text{調整後Ａ種取得価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{当該調整前Ａ種取得価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後のＡ種取得価額を適用する日の前日における、（ⅰ）当会社の発行済普通株式数（自己株式を除く。）と、（ⅱ）発行済潜在株式等（当会社が保有するものを除く。）の全てにつき取得原因が当該日において発生したとみなしたときに交付される普通株式数との合計数を意味するものとする（但し、当該調整の事由による普通株式又は潜在株式の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式の目的たる普通株式の数は算入しない。）。

当会社が自己の保有する株式又は潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」は「処分する

	株式数」と読み替えるものとする。 当会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「１株当たり払込金額」とは、上記②に定める潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとする。 上記①又は②に定める普通株式又は潜在株式等の発行又は処分が、株主割当て又は無償割当て（株式無償割当てを除く。）により行われる場合は、「Ⅲ　普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるＡ種優先株式の基準価額も、Ａ種取得価額と同様に調整されるものとする。また、かかる発行又は処分が実質的に株主に対する割当ての目的で形式上株主割当て又は無償割当て以外の手続により行われる場合も、当会社の取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には取締役の決定）に基づきＡ種優先株式の基準価額も同様に調整されるものとする。 上記の定めにかかわらず、本号に基づく調整は、（ｉ）当会社又は当会社の子会社の役員及び使用人に対して、ストックオプション目的の新株予約権を発行する場合（当該発行直後において、当会社の発行する全ての新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）の目的たる株式数の合計数が発行済株式総数の１５％を超えない場合に限る。）、又は（ii）Ａ種優先株式の発行済株式総数の過半数を有するＡ種優先株主（複数名で当該割合以上の保有比率となる場合を含む。）が書面により調整しないことに同意した場合には行われない。 （２）株式の分割、併合又は無償割当てによる調整 Ａ種優先株式発行後、株式の分割、併合又は無償割当てを行う場合は、Ａ種取得価額は以下の調整式に基づき調整される。調整後のＡ種取得価額は、株式分割、株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（割当てのための基準日がある場合はその日）の翌日以降、適用されるものとする。調整額の算定上発生した１円未満の端数は切り捨てるものとする。また、この場合Ａ種優先株式の基準価額も、Ａ種取得価額と同様に調整されるものとする。 $$\text{調整後Ａ種取得価額} = \text{当該調整前Ａ種取得価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$ （３）その他の調整 上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当会社は取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には株主総会の決議）に基づき、合理的な範囲においてＡ種取得価額及びＡ種優先株式の基準価額の双方又はいずれかの調整を行うものとする。 ①合併、会社分割、株式移転又は株式交換のためにＡ種取得価額の調整を必要とする場合。 ②潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合。但し、潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。 ③潜在株式等にかかる潜在株式等取得価額が修正される場合。 ④上記のほか、当会社の普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によってＡ種取得価額の調整が必要であると取締役会（取締役会設置会社でない場合には取締役）が判断する場合。 ２．ＡＡ種優先株式の基準価額及びＡＡ種取得価額は、前項の規定に準じて調整されるものとし、この場合、前項の規定中「「Ⅲ　普通株式と引換えにする取得請求権」第１項に定める」とあるのは「「Ⅲ　普通株式と引換えにする取得請求権」第２項に定める」と、「Ａ種」とあるのは「ＡＡ種」と読み替えて適用するものとする。 Ⅴ　普通株式と引換えにする取得 １．当会社は、Ａ種優先株式の発行以降、当会社の株式のいずれかの金融商品

	取引所への上場（以下「株式公開」という。）の申請を行うことが取締役会（取締役会設置会社でない場合には株主総会）で可決され、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、取締役会（取締役会設置会社でない場合には株主総会）の定める日をもって、発行済のＡ種優先株式の全部を取得し、引換えにＡ種優先株主に当会社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、「Ⅲ　普通株式と引換えにする取得請求権」及び「Ⅳ　取得価額等の調整」の定めを準用する。なお、Ａ種優先株主に交付される普通株式の数に１株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第２３４条に従うものとする。 ２．当会社は、ＡＡ種優先株式の発行以降、株式公開の申請を行うことが取締役会（取締役会設置会社でない場合には株主総会）で可決され、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、取締役会（取締役会設置会社でない場合には株主総会）の定める日をもって、発行済のＡＡ種優先株式の全部を取得し、引換えにＡＡ種優先株主に当会社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、「Ⅲ　普通株式と引換えにする取得請求権」及び「Ⅳ　取得価額等の調整」の定めを準用する。なお、ＡＡ種優先株主に交付される普通株式の数に１株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第２３４条に従うものとする。 令和　１年１０月２８日変更　　令和　１年１２月　２日登記
	普通株式　　　２９３９万４９１３株 Ａ種優先株式　　２４７万３５０８株 ＡＡ種優先株式　８１３万１５７９株 Ⅰ　残余財産の分配 １．当会社は、残余財産を分配するときは、Ａ種優先株式の保有者（以下「Ａ種優先株主」という。）又はＡ種優先株式の登録株式質権者（以下「Ａ種優先登録質権者」という。）及びＡＡ種優先株式の保有者（以下「ＡＡ種優先株主」という。）又はＡＡ種優先株式の登録株式質権者（以下「ＡＡ種優先登録質権者」という。）に対し、普通株式の保有者（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、Ａ種優先株式１株につき、Ａ種優先株式の１株当たりの払込金額（当初９１円）の１倍に相当する金額（以下「Ａ種優先分配額」という。）を、ＡＡ種優先株式１株につき、ＡＡ種優先株式の１株当たりの払込金額（当初９５円）の１倍に相当する金額（以下「ＡＡ種優先分配額」という。）を同順位で支払う。なお、残余財産の額が、（ⅰ）発行済Ａ種優先株式の数にＡ種優先分配額を乗じた額と（ⅱ）発行済ＡＡ種優先株式の数にＡＡ種優先分配額を乗じた額の合計額を下回る場合、Ａ種優先株式及びＡＡ種優先株式１株当たりの分配額は、Ａ種優先分配額及びＡＡ種優先分配額の比率に従って按分する。 ２．前項による分配の後なお残余財産がある場合には、普通株主又は普通登録質権者、Ａ種優先株主又はＡ種優先登録質権者及びＡＡ種優先株主又はＡＡ種優先登録質権者に対して分配を行う。この場合、当会社は、Ａ種優先株主又はＡ種優先登録質権者に対しては、前項の分配額に加え、Ａ種優先株式１株につき、普通株主又は普通登録質権者に対して普通株式１株につき分配する残余財産と同額の残余財産を、ＡＡ種優先株主又はＡＡ種優先登録質権者に対しては、前項の分配額に加え、ＡＡ種優先株式１株につき、普通株主又は普通登録質権者に対して普通株式１株につき分配する残余財産と同額の残余財産を分配する。 ３．Ａ種優先分配額は、下記の定めに従い調整される。 （１）Ａ種優先株式の分割、併合又は無償割当てが行われたときは、Ａ種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合・無償割当ての比率」

とは、株式の分割、併合又は無償割当て後の発行済株式総数（自己株式を除く）を株式の分割、併合又は無償割当て前の発行済株式総数（自己株式を除く）で除した数を意味するものとし、以下同じとする。

$$\text{調整後分配額} = \text{当該調整前の分配額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

（２）Ａ種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分（株式無償割当てを除く。）を行ったときは、Ａ種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行Ａ種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当会社が保有する自己株式（Ａ種優先株式のみ）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行Ａ種優先株式数」は「処分する自己株式（Ａ種優先株式）の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後分配額} = \frac{\text{既発行Ａ種優先株式数} \times \text{当該調整前分配額} + \text{新発行Ａ種優先株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{既発行Ａ種優先株式数} + \text{新発行Ａ種優先株式数}}$$

（３）第１号及び第２号における調整額の算定上発生した１円未満の端数は切り捨てるものとする。
４．ＡＡ種優先分配額は、前項の規定に準じて調整されるものとし、この場合、前項の規定中「Ａ種」とあるのは「ＡＡ種」と読み替えて適用するものとする。
Ⅱ　金銭と引換えにする取得請求権
１．Ａ種優先株主及びＡＡ種優先株主は、当会社が、事業譲渡又は会社分割により、当会社の全部又は実質的に全部の事業を第三者に移転させた場合には、かかる移転の効力発生後から３０日間（以下「取得請求期間」という。）に限り、保有するＡ種優先株式又はＡＡ種優先株式の全部又は一部を取得しその取得と引換えに本「Ⅱ　金銭と引換えにする取得請求権」の定めにより金銭を交付することを当会社に請求することができる。
２．前項の請求は、対象とする株式を特定した書面を当会社に交付することにより行うものとし、取得請求期間の満了時に効力が生じるものとする。
３．本「Ⅱ　金銭と引換えにする取得請求権」によるＡ種優先株式１株の取得と引換えに交付される金銭は、取得請求期間の満了時において「Ⅰ　残余財産の分配」に基づき残余財産の分配が行われると仮定した場合に、Ａ種優先株式１株に対して分配される額と同額（以下本「Ⅱ　金銭と引換えにする取得請求権」において「Ａ種取得金額」という。）とし、本「Ⅱ　金銭と引換えにする取得請求権」によるＡＡ種優先株式１株の取得と引換えに交付される金銭は、取得請求期間の満了時において「Ⅰ　残余財産の分配」に基づき残余財産の分配が行われると仮定した場合に、ＡＡ種優先株式１株に対して分配される額と同額（以下本「Ⅱ　金銭と引換えにする取得請求権」において「ＡＡ種取得金額」という。）とする。なお、Ａ種優先分配額の調整にかかる「Ⅰ　残余財産の分配」第３項の規定は、Ａ種取得金額に準用するものとし、ＡＡ種優先分配額の調整にかかる「Ⅰ　残余財産の分配」第４項の規定は、ＡＡ種取得金額に準用するものとする。
４．本「Ⅱ　金銭と引換えにする取得請求権」による取得の請求があった場合、当会社は取得請求期間の満了時において請求の対象となったＡ種優先株式及びＡＡ種優先株式を取得するものとし、直ちにＡ種取得金額に対象となるＡ種優先株式数を乗じた金額をＡ種優先株主に支払い、ＡＡ種取得金額に対象となるＡＡ種優先株式数を乗じた金額をＡＡ種優先株主に支払うものとする。
５．本「Ⅱ　金銭と引換えにする取得請求権」に基づきＡ種優先株式及びＡＡ種優先株式の取得と引換えに交付される金銭の合計額が分配可能額（会社法第４６１条第２項に定める分配可能額を意味する。以下同じ。）を超える場合には、分配可能額の範囲に相当する株式数についてのみ取得の効力が生ずるもの

	とする。この場合に取得の効力が生ずる株式の数は、本「Ⅱ　金銭と引換えにする取得請求権」に基づき取得請求がなされた各種類の株式に対する取得金額の合計額に応じて、各種類ごとの取得株式数を算出した上で（かかる按分計算により生じる１株未満の株式は切り捨て、取得請求の対象としない。）、当該算出したそれぞれの種類株式の数について、取得請求を行った各種類株主の保有する当該種類株式の数に応じて按分した数とする（なお、かかる按分計算により生じる１株未満の株式は切り捨て、取得請求の対象としない。）。 Ⅲ　普通株式と引換えにする取得請求権 １．Ａ種優先株主は、Ａ種優先株主となった時点以降いつでも、保有するＡ種優先株式の全部又は一部につき、当会社がＡ種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当会社に請求することができる権利（以下「Ａ種取得請求権」という。）を有する。その条件は以下のとおりとする。 （１）Ａ種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数 Ａ種優先株式１株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の株式数（以下「Ａ種取得比率」という。）は次のとおりとする。かかるＡ種取得請求権の行使により各Ａ種優先株主に対して交付される普通株式の数につき１株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整を行わない。 $$Ａ種取得比率 = \frac{Ａ種優先株式の基準価額}{Ａ種取得価額}$$ （２）前号に定めるＡ種優先株式の基準価額及びＡ種取得価額は、いずれも当初９１円とする。 ２．ＡＡ種優先株主は、ＡＡ種優先株主となった時点以降いつでも、保有するＡＡ種優先株式の全部又は一部につき、当会社がＡＡ種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当会社に請求することができる権利（以下「ＡＡ種取得請求権」という。）を有する。その条件は以下のとおりとする。 （１）ＡＡ種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数 ＡＡ種優先株式１株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の株式数（以下「ＡＡ種取得比率」という。）は次のとおりとする。かかるＡＡ種取得請求権の行使により各ＡＡ種優先株主に対して交付される普通株式の数につき１株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整を行わない。 $$ＡＡ種取得比率 = \frac{ＡＡ種優先株式の基準価額}{ＡＡ種取得価額}$$ （２）前号に定めるＡＡ種優先株式の基準価額及びＡＡ種取得価額は、いずれも当初９５円とする。 Ⅳ　取得価額等の調整 １．「Ⅲ　普通株式と引換えにする取得請求権」第１項に定めるＡ種優先株式の基準価額及びＡ種取得価額は、以下の定めにより調整される。 （１）株式等の発行又は処分に伴う調整 Ａ種優先株式発行後、下記①又は②に掲げる事由により下記に定める調整式に基づき調整する。調整額の算定上発生した１円未満の端数は切り捨てるものとする。 ①調整前のＡ種取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合。但し、株式無償割当てによる場合、Ａ種取得請求権の行使その他潜在株式等（下記②において定義する。）の取得原因（下記②において定義する。）の発生による場合を除く。調整後のＡ種取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときはその日の翌日、それ以外のときは株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第２０９条第１項第２号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降にこれを適用する。 ②調整前のＡ種取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得

	し得る潜在株式等を発行又は処分する場合（無償割当てを含むが、株式無償割当てを除く。また潜在株式等の取得原因の全部又は一部の発生による場合を除く。）。調整後のＡ種取得価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日、それ以外のときは潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第２０９条第１項第２号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降これを適用する。なお、上記における「潜在株式等」、「取得原因」及び「潜在株式等取得価額」の意味は以下のとおりとし、以下同様とする。 「潜在株式等」とは、取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利（Ａ種優先株式を目的とする新株予約権のように、複数回の請求又は事由を通じて普通株式を取得し得るものを含む。）を意味する。 「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当会社の請求又は一定の事由を意味する。「潜在株式等取得価額」とは、普通株式１株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味する。 $$\text{調整後A種取得価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{当該調整前A種取得価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$ なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後のＡ種取得価額を適用する日の前日における、（ｉ）当会社の発行済普通株式数（自己株式を除く。）と、（ii）発行済潜在株式等（当会社が保有するものを除く。）の全てにつき取得原因が当該日において発生したとみなしたときに交付される普通株式数との合計数を意味するものとする（但し、当該調整の事由による普通株式又は潜在株式の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式の目的たる普通株式の数は算入しない。）。 当会社が自己の保有する株式又は潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」は「処分する株式数」と読み替えるものとする。 当会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「１株当たり払込金額」とは、上記②に定める潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとする。 上記①又は②に定める普通株式又は潜在株式等の発行又は処分が、株主割当て又は無償割当て（株式無償割当てを除く。）により行われる場合は、「Ⅲ　普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるＡ種優先株式の基準価額も、Ａ種取得価額と同様に調整されるものとする。また、かかる発行又は処分が実質的に株主に対する割当ての目的で形式上株主割当て又は無償割当て以外の手続により行われる場合も、当会社の取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には取締役の決定）に基づきＡ種優先株式の基準価額も同様に調整されるものとする。 上記の定めにかかわらず、本号に基づく調整は、（ｉ）当会社又は当会社の子会社の役員及び使用人に対して、ストックオプション目的の新株予約権を発行する場合（当該発行直後において、当会社の発行する全ての新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）の目的たる株式数の合計数が発行済株式総数の１５％を超えない場合に限る。）、又は（ii）Ａ種優先株式の発行済株式総数の過半数を有するＡ種優先株主（複数名で当該割合以上の保有比率となる場合を含む。）が書面により調整しないことに同意した場合には行われな

い。
（２）株式の分割、併合又は無償割当てによる調整
Ａ種優先株式発行後、株式の分割、併合又は無償割当てを行う場合は、Ａ種取得価額は以下の調整式に基づき調整される。調整後のＡ種取得価額は、株式分割、株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（割当てのための基準日がある場合はその日）の翌日以降、適用されるものとする。調整額の算定上発生した１円未満の端数は切り捨てるものとする。また、この場合Ａ種優先株式の基準価額も、Ａ種取得価額と同様に調整されるものとする。

$$\text{調整後Ａ種取得価額} = \text{当該調整前Ａ種取得価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

（３）その他の調整
上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当会社は取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には株主総会の決議）に基づき、合理的な範囲においてＡ種取得価額及びＡ種優先株式の基準価額の双方又はいずれかの調整を行うものとする。
①合併、会社分割、株式移転又は株式交換のためにＡ種取得価額の調整を必要とする場合。
②潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合。但し、潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
③潜在株式等にかかる潜在株式等取得価額が修正される場合。
④上記のほか、当会社の普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によってＡ種取得価額の調整が必要であると取締役会（取締役会設置会社でない場合には取締役）が判断する場合。
２．ＡＡ種優先株式の基準価額及びＡＡ種取得価額は、前項の規定に準じて調整されるものとし、この場合、前項の規定中「「Ⅲ　普通株式と引換えにする取得請求権」第１項に定める」とあるのは「「Ⅲ　普通株式と引換えにする取得請求権」第２項に定める」と、「Ａ種」とあるのは「ＡＡ種」と読み替えて適用するものとする。
Ｖ　普通株式と引換えにする取得
１．当会社は、Ａ種優先株式の発行以降、当会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）の申請を行うことが取締役会（取締役会設置会社でない場合には株主総会）で可決され、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、取締役会（取締役会設置会社でない場合には株主総会）の定める日をもって、発行済のＡ種優先株式の全部を取得し、引換えにＡ種優先株主に当会社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、「Ⅲ　普通株式と引換えにする取得請求権」及び「Ⅳ　取得価額等の調整」の定めを準用する。なお、Ａ種優先株主に交付される普通株式の数に１株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第２３４条に従うものとする。
２．当会社は、ＡＡ種優先株式の発行以降、株式公開の申請を行うことが取締役会（取締役会設置会社でない場合には株主総会）で可決され、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、取締役会（取締役会設置会社でない場合には株主総会）の定める日をもって、発行済のＡＡ種優先株式の全部を取得し、引換えにＡＡ種優先株主に当会社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、「Ⅲ　普通株式と引換えにする取得請求権」及び「Ⅳ　取得価額等の調整」の定めを準用する。なお、ＡＡ種優先株主に交付される普通株式の数に１株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第２３４条に従うものとする。

東京都台東区東上野４－１３－９ＲＯＵＴＥ８９ＢＬＤＧ．
株式会社キッチハイク

	令和　４年　７月１１日変更　　令和　４年　７月２０日登記	
株式の譲渡制限に関する規定	譲渡による当社の株式の取得については、代表取締役の承認を要する。	
	譲渡による当社の株式の取得については、取締役会の承認を要する。 令和　６年１０月　１日変更　　令和　６年１０月　８日登記	
役員に関する事項	取締役　　山　本　雅　也	平成２６年　１月１４日就任
	取締役　　山　本　雅　也	令和　５年　２月２２日重任 令和　５年　３月　８日登記
	取締役　　藤　崎　祥　見	平成２６年　１月１４日就任
	取締役　　藤　崎　祥　見	平成３０年　４月　１日藤崎祥見の氏変更 平成３０年　４月　４日登記
	取締役　　藤　崎　祥　見	令和　５年　２月２２日重任 令和　５年　３月　８日登記 令和　６年　９月３０日辞任 令和　６年１０月　８日登記
	取締役　　野　坂　哲　史	平成２８年　１月１４日就任
	取締役　　野　坂　哲　史	令和　５年　２月２２日重任 令和　５年　３月　８日登記 令和　６年　９月３０日辞任 令和　６年１０月　８日登記

	取締役　　宮　田　人　司	平成２９年１０月３０日就任 平成２９年１１月１７日登記
	取締役　　宮　田　人　司	令和　５年　２月２２日重任 令和　５年　３月　８日登記
		令和　６年　９月３０日辞任 令和　６年１０月　８日登記
	取締役　　藤　田　豪	令和　１年１１月　８日就任 令和　１年１２月　２日登記
	取締役　　藤　田　豪	令和　５年　２月２２日重任 令和　５年　３月　８日登記
		令和　６年　９月３０日辞任 令和　６年１０月　８日登記
	取締役　　青　地　広　信	令和　５年　２月２２日就任 令和　５年　３月　８日登記
	取締役　　藤　崎　真　生　子	令和　５年　２月２２日就任 令和　５年　３月　８日登記
	[redacted] 代表取締役　　山　本　雅　也	平成２６年　１月１４日就任
	[redacted] 代表取締役　　山　本　雅　也	令和　４年　５月１４日住所移転 令和　４年　５月２３日登記
	[redacted] 代表取締役　　山　本　雅　也	令和　５年　２月２２日重任 令和　５年　３月　８日登記

	[redacted] 代表取締役　　　藤　崎　祥　見	平成２６年　１月１４日就任
	[redacted] 代表取締役　　　藤　崎　祥　見	平成３０年　４月　１日藤崎祥見の氏変更 平成３０年　４月　１日住所移転 平成３０年　４月　４日登記
	[redacted] 代表取締役　　　藤　崎　祥　見	令和　４年　５月２０日住所移転 令和　４年　５月２３日登記 令和　５年　２月２２日退任 令和　５年　３月　８日登記
	監査役　　　　　金　子　禎　秀	令和　６年１０月　１日就任 令和　６年１０月　８日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	当社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 当社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 令和　６年１０月　１日設定　　令和　６年１０月　８日登記	
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。 平成２９年１０月１９日設定　　平成２９年１１月１７日登記	
	当社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。 当社は、会社法第４２７条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。 令和　６年１０月　１日変更　　令和　６年１０月　８日登記	
新株予約権	第１回新株予約権 新株予約権の数 ８万３１１０個	

	４万１５５５個 令和　４年　７月１５日変更　　令和　４年　７月２０日登記 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 当社の普通株式８万３１１０株とする。但し、本新株予約権１個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。 本新株予約権１個あたりの目的となる株式数は１株とする。但し、本新株予約権１個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。 （１）当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその１個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる１株の１００分の１未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第１８３条第２項第１号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。 調整後株式数　＝　調整前株式数　×　分割・併合の比率 （２）当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権１個あたりの目的たる株式数の調整を行う。 当社の普通株式４万１５５５株とする。但し、本新株予約権１個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。 本新株予約権１個あたりの目的となる株式数は１株とする。但し、本新株予約権１個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。 （１）当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその１個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる１株の１００分の１未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第１８３条第２項第１号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。 調整後株式数　＝　調整前株式数　×　分割・併合の比率 （２）当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権１個あたりの目的たる株式数の調整を行う。 令和　４年　７月１５日変更　　令和　４年　７月２０日登記 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 無償で発行する。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 １株につき金９１円（以下「行使価額」という。）とし、本新株予約権１個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権１

	個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。但し、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。 （１）当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は無償割当てにより普通株式を発行する場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。「無償割当ての比率」とは、無償割当て後の発行済普通株式総数（自己株式を除く。）を無償割当て前の発行済普通株式総数（自己株式を除く。）で除した数を意味する。調整後の行使価額の適用時期は、株式の分割及び併合については「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」第（１）号の調整後の株式数の適用時期に準じ、無償割当てについては効力発生日（割当てのための基準日がある場合はその日）の翌日以降適用されるものとする。 $$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{分割・併合・無償割当ての比率}$$ （２）当社が、（ｉ）時価を下回る１株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを除く。潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は（ii）時価を下回る１株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等の発行又は処分（無償割当てによる場合を含むが、株式無償割当てを除く。また潜在株式等の取得原因の全部又は一部の発生による場合を除く。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「潜在株式等」、「取得原因」及び「取得価額」の意味は以下のとおりとし、以下同様とする。 「潜在株式等」とは、取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利（普通株式の交付を受けることのできる取得請求権の付された種類株式を目的とする新株予約権のように、複数回の請求又は事由を通じて普通株式を取得し得るものを含む。）を意味する。 「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味する。 「取得価額」とは、普通株式１株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味する。 なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ４５取引日目に始まる３０取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を切り捨てる。但し、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後４５取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。 上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第２０９条第１項第２号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。 $$\begin{matrix}調整後\\行使価額\end{matrix} = \begin{matrix}調整前\\行使価額\end{matrix} \times \frac{既発行株式数 + \dfrac{新発行株式数 \times 1株あたり払込金額}{時価}}{既発行株式数 + 新発行株式数}$$

	なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。 ①「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数（当社が保有するものを除く。）及び発行済の潜在株式等（当社が保有するものを除く。）の目的たる普通株式数を合計した数を意味するものとする（但し、当該調整事由による普通株式又は潜在株式の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式の目的たる普通株式の数は算入しない。）。 ②当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。 ③当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「１株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式１株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。 （３）本項目の第（２）号の（ii）に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。 （４）当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。 （５）当社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本項目の第（２）号に基づく調整は行われないものとする。 新株予約権を行使することができる期間 平成２９年１１月３０日から１０年間。 但し、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。 新株予約権の行使の条件 （１）本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。 （２）本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。 （３）権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。 （４）本新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 当社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。当社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議（取締役会非設置会社の場合には株主総会の決議）により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議（取締役会非設置会社の場合には株主総会の決議）により取得する本新株予約権を決定するものとする。 （１）当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若し

	くは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議（取締役会非設置会社の場合には会社法第３４８条に定める業務の決定の方法に基づく決定））が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。 （２）当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。 （３）当社の株主による株式等売渡請求（会社法第１７９条の３第１項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。 （４）権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。 ①当社又は当社の子会社（会社法第２条第３号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役 ②当社又は子会社の使用人 ③顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者 （５）次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。 ①権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合 ②権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。 ③権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合 ④権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合 ⑤権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合 ⑥権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合 ⑦権利者につき解散の決議が行われた場合 ⑧権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合 （６）権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。 ①権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合 ②権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合

		平成２９年１１月３０日発行 平成２９年１２月　５日登記
	第２回新株予約権 新株予約権の数 ２７万個 （各新株予約権１個当たりの目的たる株式数１株。なお、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」に定める株式の数の調整を行った場合は、それに従う。） 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 ＡＡ種優先株式２７万株 なお、会社が株式分割（ＡＡ種優先株式の無償割当てを含む。以下同じ）又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果、各新株予約権１個当たり１株未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。 調整後株式数＝調整前株式数　×　分割（又は併合）の比率 （本新株予約権の目的たる株式数の調整） 行使価額の調整を行う場合は、各新株予約権１個当たりの目的たる株式の数を、次の算出方法により調整する。なお、株式分割又は株式併合の場合の株式数の調整は、上記及び「新株予約権の数」の定めによる。 $$\text{調整後の各新株予約権１個当たりの目的たる株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{調整前の各新株予約権１個当たりの目的たる株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$ ただし、１株未満の端数が生じるときは、その端数はこれを切り捨てる。 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 無償 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 当初１株につき、金９５円（以下「行使価額」という。） （行使価額の調整） 第１　第２の各号に掲げる事由により、行使価額の調整の必要が生じる場合は、行使価額を次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって調整する。 $$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$ ２　行使価額調整式の計算については、円位未満小数第１位まで算出し、小数第１位を四捨五入する。 ３　行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数（自己株式数を除く。）とする。 ４　行使価額調整式で使用する新発行株式数は、新株予約権の場合、新株発行に代えて自己株式を移転する場合及び自己株式を処分する場合の当該自己株式数を含むものとする。 ５　行使価額調整式で使用する１株当たりの払込金額は、新株予約権の場合、新株予約権の払込金額と当該新株予約権の行使に際しての払込金額との合計額の１株当たりの額とする。	

	（行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用の日） 第２　行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用の日は、次の各号に定めるところによる。 一　行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもってＡＡ種優先株式を発行し又は移転する場合 調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。 二　株式の分割によりＡＡ種優先株式を発行する場合 イ　調整後行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。 ただし、剰余金から資本金に組入れられることを条件としてその部分をもって株式分割によりＡＡ種優先株式を発行する旨会社法所定の承認機関で決議する場合で、当該剰余金の資本金組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の行使価額は、当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。 ロ　上記イただし書きの場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使をなした者に対しては、次の算出方法により、会社のＡＡ種優先株式を発行する。 株式数　＝　（調整前行使価額－調整後行使価額）　×　調整前行使価額により当該期間内に発行された株式数 ／ 調整後行使価額 この場合に１株未満の端数を生じたときは、その端数に前記の調整後行使価額を乗じて算出された金額を現金をもって支払う。 三　行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもってＡＡ種優先株式の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下この号において同じ。）を発行する場合 調整後の行使価額はその新株予約権の割当日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全部が行使なされたものとみなし、その割当日の翌日又は株主割当日の翌日以降これを適用する。 （その他の行使価額の調整） 第３　第２の各号に掲げる事由のほか次の各号に該当する場合は、行使価額の調整を適切に行うものとし、会社は関連事項決定後直ちに本新株予約権者に対してその旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必要な事項を届け出なければならない。 一　合併、会社分割、資本金の減少、又は株式併合のために、行使価額の調整を必要とするとき。 二　前号のほか会社の発行済株式数（自己株式数を除く。）の変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。 三　第２の第三号に定める新株予約権の行使請求期間が終了したとき。ただし、その新株予約権の全部が行使された場合を除く。 新株予約権を行使することができる期間 令和４年１０月２８日から令和１４年１０月３１日まで （期間の最終日が会社の休日に当たる場合は、その前営業日が最終日となる。） 新株予約権の行使の条件 特に定めない

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
①　会社が、金融商品取引法（昭和２３年法律第２５号）第２条第１６項に定める金融商品取引所に対しその株式を上場申請するために、申請基準決算日を取締役会の決議により決定した場合には、本新株予約権の全部を取得し、引換えに本新株予約権者に対し会社の普通株式を目的とする他の新株予約権を交付することができるものとする。
②　取得により発行すべき普通株式を目的とする他の新株予約権
本新株予約権１個の取得と引換えに交付すべき普通株式を目的とする他の新株予約権は１個とする。
③　本新株予約権を取得するのと引換えに交付する他の新株予約権の内容、数及びその他条件は以下の定めによる。
（他の新株予約権の内容）
第１　他の新株予約権の内容は次のとおりとする。
一　新株予約権の形式
他の新株予約権は、各他の新株予約権数未満に分割することはできない。
二　新株予約権の目的たる株式の種類及び数
普通株式２７万株
なお、会社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ）又は株式併合を行う場合、次の算式により他の新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、他の新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果、各他の新株予約権１個当たり１株未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。
調整後株式数＝調整前株式数　×　分割（又は併合）の比率
三　発行する新株予約権の総数
２７万個
（各他の新株予約権１個当たりの目的たる株式数１株。なお、上記第１の第二号に定める株式の数の調整を行った場合は、それに従う。）
四　新株予約権の払込金額
無償
五　権利行使に際して払い込みをなすべき額
当初１株につき、金９５円（以下「行使価額」という。）
六　新株予約権を行使することができる期間（以下「行使請求期間」という。）
令和４年１０月２８日から令和１４年１０月３１日まで
（行使請求期間の最終日が会社の休日に当たる場合は、その前営業日が最終日となる。）
（行使価額の調整）
第２　第３の各号に掲げる事由により、行使価額の調整の必要が生じる場合は、行使価額を次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

２　行使価額調整式の計算については、円位未満小数第１位まで算出し、小数第１位を四捨五入する。
３　行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数（自己株式数を除く。）とする。
４　行使価額調整式で使用する新発行株式数は、新株予約権の場合、新株

発行に代えて自己株式を移転する場合及び自己株式を処分する場合の当該自己株式数を含むものとする。

５　行使価額調整式で使用する１株当たりの払込金額は、新株予約権の場合、新株予約権の払込金額と当該新株予約権の行使に際しての払込金額との合計額の１株当たりの額とする。

（行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用の日）

第３　行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用の日は、次の各号に定めるところによる。

一　行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行し又は移転する場合

調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

二　株式の分割により普通株式を発行する場合

イ　調整後行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。

ただし、剰余金から資本金に組入れられることを条件としてその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨会社法所定の承認機関で決議する場合で、当該剰余金の資本金組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の行使価額は、当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

ロ　上記イただし書きの場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使をなした者に対しては、次の算出方法により、会社の普通株式を発行する。

$$株式数 = \frac{(調整前行使価額 - 調整後行使価額) \times 調整前行使価額により当該期間内に発行された株式数}{調整後行使価額}$$

この場合に１株未満の端数を生じたときは、その端数に前記の調整後行使価額を乗じて算出された金額を現金をもって支払う。

三　行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって普通株式の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下この号において同じ。）を発行する場合

調整後の行使価額はその新株予約権の割当日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全部が行使なされたものとみなし、その割当日の翌日又は株主割当日の翌日以降これを適用する。

（その他の行使価額の調整）

第４　第３の各号に掲げる事由のほか次の各号に該当する場合は、行使価額の調整を適切に行うものとし、会社は関連事項決定後直ちに他の新株予約権者に対してその旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必要事項を届け出なければならない。

一　合併、会社分割、資本金の減少、又は株式併合のために、行使価額の調整を必要とするとき。

二　前号のほか会社の発行済株式数（自己株式数を除く。）の変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

三　第３の第三号に定める新株予約権の行使請求期間が終了したとき。ただし、その新株予約権の全部が行使された場合を除く。

（他の新株予約権の目的たる株式数の調整）

第５　行使価額の調整を行う場合は、各他の新株予約権１個当たりの目的たる株式の数を、次の算出方法により調整する。

なお、株式分割又は株式併合の場合の株式数の調整は、第１の第二号及び

第三号による。

$$\text{調整後の各他の新株予約権１個当たりの目的たる株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{調整前の各他の新株予約権１個当たりの目的たる株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

ただし、１株未満の端数が生じるときは、その端数はこれを切り捨てる。

令和　４年１０月２８日発行
令和　４年１１月　２日登記

第３回新株予約権
新株予約権の数
８０万３２５２個
７９万９６８２個
令和　４年１２月２３日変更　令和　５年　３月　８日登記
７９万６１１２個
令和　４年１２月２９日変更　令和　５年　３月　８日登記
７９万２５４２個
令和　５年　２月２４日変更　令和　５年　３月　８日登記
７８万８９７２個
令和　５年　６月３０日変更　令和　５年　６月３０日登記
７８万５４０２個
令和　５年　８月３１日変更　令和　５年　９月　４日登記
７８万１８３２個
令和　５年　９月２９日変更　令和　５年１０月　６日登記
７７万８２６２個
令和　５年１０月　６日変更　令和　５年１０月　６日登記
７７万１１２２個
令和　５年１１月２０日変更　令和　５年１１月２４日登記
７６万７５５２個
令和　６年　７月　１日変更　令和　６年　７月　１日登記
７６万３９８２個
令和　６年　９月３０日変更　令和　６年１０月　８日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法
当社の普通株式８０万３２５２株とする。但し、本新株予約権１個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。
本新株予約権１個あたりの目的となる株式数は１株とする。但し、本新株予約権１個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。
（１）当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその１個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる１株の１００分の１未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第１８３条第２項第１号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

	調整後株式数　＝　調整前株式数　×　分割・併合の比率 （２）当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、株式交付を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権１個あたりの目的たる株式数の調整を行う。 当社の普通株式７９万９６８２株とする。但し、本新株予約権１個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。 本新株予約権１個あたりの目的となる株式数は１株とする。但し、本新株予約権１個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。 （１）当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその１個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる１株の１００分の１未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第１８３条第２項第１号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。 調整後株式数　＝　調整前株式数　×　分割・併合の比率 （２）当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、株式交付を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権１個あたりの目的たる株式数の調整を行う。 令和　４年１２月２３日変更　　令和　５年　３月　８日登記 当社の普通株式７９万６１１２株とする。但し、本新株予約権１個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。 本新株予約権１個あたりの目的となる株式数は１株とする。但し、本新株予約権１個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。 （１）当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその１個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる１株の１００分の１未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第１８３条第２項第１号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。 調整後株式数　＝　調整前株式数　×　分割・併合の比率 （２）当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、株式交付を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権１個あたりの目的たる株式数の調整を行う。 令和　４年１２月２９日変更　　令和　５年　３月　８日登記

	当社の普通株式７９万２５４２株とする。但し、本新株予約権１個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。 本新株予約権１個あたりの目的となる株式数は１株とする。但し、本新株予約権１個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。 （１）当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその１個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる１株の１００分の１未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第１８３条第２項第１号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。 調整後株式数　＝　調整前株式数　×　分割・併合の比率 （２）当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、株式交付を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権１個あたりの目的たる株式数の調整を行う。 令和　５年　２月２４日変更　　令和　５年　３月　８日登記 当社の普通株式７８万８９７２株とする。但し、本新株予約権１個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。 本新株予約権１個あたりの目的となる株式数は１株とする。但し、本新株予約権１個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。 （１）当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその１個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる１株の１００分の１未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第１８３条第２項第１号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。 調整後株式数　＝　調整前株式数　×　分割・併合の比率 （２）当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、株式交付を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権１個あたりの目的たる株式数の調整を行う。 令和　５年　６月３０日変更　　令和　５年　６月３０日登記 当社の普通株式７８万５４０２株とする。但し、本新株予約権１個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。 本新株予約権１個あたりの目的となる株式数は１株とする。但し、本新株予約権１個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。 （１）当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使

	の本新株予約権についてその１個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる１株の１００分の１未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第１８３条第２項第１号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。 調整後株式数　＝　調整前株式数　×　分割・併合の比率 （２）当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、株式交付を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権１個あたりの目的たる株式数の調整を行う。 令和　５年　８月３１日変更　　令和　５年　９月　４日登記 当社の普通株式７８万１８３２株とする。但し、本新株予約権１個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。 本新株予約権１個あたりの目的となる株式数は１株とする。但し、本新株予約権１個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。 （１）当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその１個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる１株の１００分の１未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第１８３条第２項第１号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。 調整後株式数　＝　調整前株式数　×　分割・併合の比率 （２）当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、株式交付を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権１個あたりの目的たる株式数の調整を行う。 令和　５年　９月２９日変更　　令和　５年１０月　６日登記 当社の普通株式７７万８２６２株とする。但し、本新株予約権１個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。 本新株予約権１個あたりの目的となる株式数は１株とする。但し、本新株予約権１個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。 （１）当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその１個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる１株の１００分の１未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第１８３条第２項第１号に基づく株式

	分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。 調整後株式数　＝　調整前株式数　×　分割・併合の比率 （２）当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、株式交付を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権１個あたりの目的たる株式数の調整を行う。 令和　５年１０月　６日変更　　令和　５年１０月　６日登記 当社の普通株式７７万１１２２株とする。但し、本新株予約権１個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。 本新株予約権１個あたりの目的となる株式数は１株とする。但し、本新株予約権１個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。 （１）当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその１個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる１株の１００分の１未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第１８３条第２項第１号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。 調整後株式数　＝　調整前株式数　×　分割・併合の比率 （２）当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、株式交付を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権１個あたりの目的たる株式数の調整を行う。 令和　５年１１月２０日変更　　令和　５年１１月２４日登記 当社の普通株式７６万７５５２株とする。但し、本新株予約権１個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。 本新株予約権１個あたりの目的となる株式数は１株とする。但し、本新株予約権１個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。 （１）当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその１個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる１株の１００分の１未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第１８３条第２項第１号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。 調整後株式数　＝　調整前株式数　×　分割・併合の比率 （２）当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、株式交付を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権１個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

	令和　６年　７月　１日変更　　令和　６年　７月　１日登記 当社の普通株式７６万３９８２株とする。但し、本新株予約権１個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。 本新株予約権１個あたりの目的となる株式数は１株とする。但し、本新株予約権１個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。 （１）当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその１個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる１株の１００分の１未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第１８３条第２項第１号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。 調整後株式数　＝　調整前株式数　×　分割・併合の比率 （２）当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、株式交付を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権１個あたりの目的たる株式数の調整を行う。 令和　６年　９月３０日変更　　令和　６年１０月　８日登記
	募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 無償で発行する。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 １株につき金３７円（以下「行使価額」という。）とし、本新株予約権１個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権１個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。但し、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。 （１）当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は無償割当てにより普通株式を発行する場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。「無償割当ての比率」とは、無償割当て後の発行済普通株式総数（自己株式を除く。）を無償割当て前の発行済普通株式総数（自己株式を除く。）で除した数を意味する。調整後の行使価額の適用時期は、株式の分割及び併合については「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」第（１）号の調整後の株式数の適用時期に準じ、無償割当てについては効力発生日（割当てのための基準日がある場合はその日）の翌日以降適用されるものとする。 $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$ （２）当社が、（ｉ）時価を下回る１株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを除く。潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、株式交付及び会社分割に伴うものを除く。）、又は（ⅱ）時価を下回る１株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等の発行又は処分（無償割当てによる場合を含むが、株式無償割当てを除く。また潜在株式等の取得原因の全部又は一部の発生による場合を除く。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

なお、上記における「潜在株式等」、「取得原因」及び「取得価額」の意味は以下のとおりとし、以下同様とする。
「潜在株式等」とは、取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利（普通株式の交付を受けることのできる取得請求権の付された種類株式を目的とする新株予約権のように、複数回の請求又は事由を通じて普通株式を取得し得るものを含む。）を意味する。
「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味する。
「取得価額」とは、普通株式１株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味する。
なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ４５取引日目に始まる３０取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を切り捨てる。但し、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後４５取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。
上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第２０９条第１項第２号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額}=\text{調整前行使価額}\times\frac{\text{既発行株式数}+\dfrac{\text{新発行株式数}\times1\text{株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数}+\text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。
①「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数（当社が保有するものを除く。）及び発行済の潜在株式等（当社が保有するものを除く。）の目的たる普通株式数を合計した数を意味するものとする（但し、当該調整事由による普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数は算入しない。）。
②当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。
③当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「１株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式１株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。
（３）本項目の第（２）号の（ⅱ）に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
（４）当社が合併する場合、株式交換を行う場合、株式交付を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。
（５）当社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定し

	た場合には、本項目の第（２）号に基づく調整は行われないものとする。 新株予約権を行使することができる期間 ２０２２年１０月３１日から１０年間。 但し、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。 新株予約権の行使の条件 （１）本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。 （２）本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。 （３）権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。 （４）本新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 当社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。当社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議（取締役会非設置会社の場合には株主総会の決議）により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議（取締役会非設置会社の場合には株主総会の決議）により取得する本新株予約権を決定するものとする。 （１）当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議（取締役会非設置会社の場合には会社法第３４８条に定める業務の決定の方法に基づく決定））が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。 （２）当社の発行済株式総数の過半数の株式を特定の第三者（当社の株主を含む。）が保有することとなる、同時又は実質的に同時に行われる株式の譲渡にかかる書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合（株式交付による場合を除く。）には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。 （３）当社を株式交付子会社とする株式交付による株式譲渡について法令上若しくは当社の定款上必要な当社の承認が行われた場合、又はかかる株式交付の効力発生日が到来した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。 （４）当社の株主による株式等売渡請求（会社法第１７９条の３第１項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。 （５）権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。 ①当社又は当社の子会社（会社法第２条第３号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役

	②当社又は子会社の使用人 ③顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者 （６）次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。 ①権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合 ②権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。 ③権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合 ④権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合 ⑤権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合 ⑥権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合 ⑦権利者につき解散の決議が行われた場合 ⑧権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合 （７）権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。 ①権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合 ②権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合 令和　４年１０月３１日発行 令和　４年１１月　２日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 令和　６年１０月　１日設定　　令和　６年１０月　８日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 令和　６年１０月　１日設定　　令和　６年１０月　８日登記
登記記録に関する事項	平成２８年１０月７日東京都渋谷区渋谷一丁目１７番１号ＴＯＣ第二ビル３階ＰｏＲＴＡＬから本店移転 平成２８年１０月２７日登記

東京都台東区東上野４－１３－９ＲＯＵＴＥ８９ＢＬＤＧ．
株式会社キッチハイク

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。
（東京法務局台東出張所管轄）

令和　６年１０月２５日

東京法務局
登記官　　　　　　　　　佐　藤　美　智　代

東京法務局登記官印

ソーシャルビジネス形成支援事業での申請では、「決算報告書類」は参考資料となり公開対象外書類となるため、非開示処理をした。（JANPIA）

事 業 報 告

（自 2022年12月１日　至 2023年11月30日）

1. 企業の現況

[redacted]

② 設備投資の状況

[redacted]

③ 資金調達の状況

[redacted]

(2) 財産及び損益の状況

[redacted]

[redacted]

（注） [redacted]。

(3) 重要な子会社の状況

[redacted]

(4) 対処すべき課題

[redacted]

[redacted]

(5) 主要な事業内容

事業区分	事業内容
保育園留学事業	・保育園の一時預かり制度を活用した留学サービスの企画 ・保育園留学希望者の募集・企画ページの作成 ・保育とワーケーションを含む旅行パッケージの提供 ・上記に伴う宿泊施設等の手配等
その他事業	・つながるDXサービスの提供 ・カタログギフトサービスの提供 ・ふるさと食体験サービスの提供 ・上記を含む、地域課題に根ざした事業

(6) 主要な営業所

東京本社	東京都台東区東上野4-13-9 ROUTE89 BLDG.
九州支社	福岡市中央区大名二丁目6番11号 Fukuoka Growth Next
北海道支社	北海道檜山郡厚沢部町赤沼町364番地14

(7) 使用人の状況

[redacted]

(8) 主要な借入先の状況

借入先	借入額
[redacted]	[redacted]

(9) その他企業の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2.会社の現況

(1)株式の状況（2023年11月30日時点）

①発行可能株式総数 [redacted] 株
②発行済株式の総数 [redacted] 株
③株主数 [redacted] 名
④大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
[redacted]		

(2) 新株予約権等の状況

[redacted]

(3) 会社役員の状況

①取締役の状況

[redacted]

(4) 会計監査人の状況

該当事項はありません。